

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名： 箕面市水道事業会計

事業名	末端給水事業、簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和26年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	√適用 非適用
団体名	箕面市	職員数（H19.4.1現在）	56人
構成団体名			

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	93円(H18)	公営企業債現在高（百万円）	6,115
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	958
不良債務（百万円）	0	財政力指数	1.059(H18)
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率（%）	13.5(H19)
		経常収支比率（%）	96.9(H18)

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
- なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	箕面市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	箕面市水道事業管理者職務代理者 箕面市水道部長 家村憲行
既存計画との関係	箕面市集中改革プラン（平成17年度～平成22年度）
公表の方法等	市HP等により公表予定 計画承認後、議会に対して経営健全化計画書の内容について説明する。
基本方針	<b>【安全、安定、安価の追求】</b> 水道の安全性をより高め、安定的なサービスを提供していくために、地方公共団体の果たす役割は極めて大きい。これまで培ってきた技術力や施設を効率的に維持し、それを次世代へ確実に引き継ぎ、市民のみなさんが安心して水道を利用できるよう、経営には今後とも箕面市が責任を持ってあたる必要があると考える。その上で最大限に経営の合理性、効率性を高め、箕面市が責任を持って実施する部分を明確にし、最小の経費で最大の効果を上げる経営に取り組む。

- 注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
	補償金免除額	0	0	0	0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	0	217	200	417

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	354,013	148,890	460,743	963,646
合 計 (A)		354,013	148,890	460,743	963,646
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		354,013	148,890	460,743	963,646

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成19年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道	117,999	216,868	199,996	534,863
合 計 (A)		117,999	216,868	199,996	534,863
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		117,999	216,868	199,996	534,863

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>節水型社会の進展等による水需要の減少（有収水量はピーク時（平成8年度）から1,176千m<sup>3</sup> 7.7%減少している（平成18年度決算値。以下同じ。））に伴い、給水収益が減少傾向にある一方、老朽化に伴う施設の更新により、減価償却費及び支払利息が増加している（減価償却費対前年度比28.1%増、支払利息同5.5%増）。また、営業収支比率は109.7%で前年度より0.6ポイント下がっている（ただし、近年の傾向は職員給与費の減少等により上昇傾向にある。）。今後老朽施設の一斉更新時期を迎え、費用の増加が見込まれることから、長期的な収支見込みに立脚した計画的な経営を推進する必要がある。</p> <p>本市の地形は国道171号の南北に傾斜があるすり鉢状のため、配水池を南北に設置する必要がある。そのため、配水池等の施設を多く抱え、動力費等の経費の増加要因となっている。今後も「水と緑の健康都市」や「国際文化公園都市」での施設建設が続くことから、既存施設の統廃合が課題となっている。また、自己水源は約14%で、多くを大阪府営水道に依存しており、受水依存率は府内32市平均（76%）を上回っている。</p>
経営課題	<p><b>課 題</b> 老朽施設の更新について</p> <p>本市水道事業は4箇所の浄水場（府内で2番目に多い）、25箇所の配水池（府内で8番目に多い）、その他ポンプ場施設など地理的条件から多くの施設を所有している。また、導水管、送水管、受水管、配水管の管路施設も所有している。これらの施設の中には既に耐用年数が経過したものもあり、今後10年以内に一斉に到来する施設の更新と合わせ、更新財源の確保が課題である。収入の大幅な増加が見込めない中で、更新財源を確保するという難しい舵取りが要求される。</p>
	<p><b>課 題</b> 施設の統廃合について</p> <p>施設が多いことは課題 のとおりであるが、平成19年度には「水と緑の健康都市」で1箇所の配水池が稼働し、後1箇所の建設予定がある。また、「国際文化公園都市」では受水場（1箇所）及び配水池（3箇所）の建設予定があるなど、施設の増加が続く。</p>
	<p><b>課 題</b> 簡易水道の統合について</p> <p>簡易水道として、2箇所の水源地と1箇所の取水場を所有している。簡易水道については、事業規模や地形上等の特性から独立採算を前提とした事業運営は困難で、赤字が生じている（簡易水道平成18年度決算収益的収支差額 14,507千円）。</p>
	<p><b>課 題</b> 民間的経営手法の導入等について</p> <p>箕面市アウトソーシング計画に基づき、浄水場施設等監視制御業務の1/2委託、メーター検針点検業務及び開・閉栓業務の全部委託等を実施し、職員数及び職員給与費の削減を行った。しかしながら、給水原価は188.82円（平成18年度決算）で、北摂の近隣市平均と比較すると8.55円上回っている。水源条件等の違いはあるとはいえ、給水原価を縮小する方策を考える必要がある。手法の1つとして、民間的経営手法の活用が重要と考える。</p>
留意事項	<p>本市の供給単価は182.42円（平成18年度決算）で、北摂の近隣市平均(179.34円)を上回っている。また、1ヶ月20m<sup>3</sup>当たりの水道料金は3,118円であり、府内で1番目となっている。水道料金については「箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会」答申において「現行料金の維持」が指摘されており、まず支出削減等の経営努力に取り組む必要がある。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。





## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)	94.7	93.9	93.9	97.6	96.8	90.0	92.7	92.0	92.4	95.1
総収支比率(法適用)	(%)	108.2	115.3	108.5	110.9	108.6	101.6	103.5	103.2	103.2	105.2
経常収支比率(法適用)	(%)	108.4	115.5	108.6	111.0	108.8	101.9	103.6	103.3	103.4	105.3
営業収支比率(法適用)	(%)	105.5	104.3	106.8	110.5	109.9	102.3	104.3	102.9	103.0	104.6
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	2.0	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4
	うち基準内繰入金	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	うち基準外繰入金	1.9	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1
	うち料金収入に計上すべき繰入金等	0.8	0.8	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1
	うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	5.8	1.6	40.7	0.1	2.3	2.6	1.9	1.8	34.3	1.1
	うち基準内繰入金	2.5	1.6	3.2	0.1	0.4	0.5	0.5	0.1	0.7	1.1
	うち基準外繰入金	3.3	0.0	37.5	0.0	1.9	2.1	1.4	1.7	33.6	0.0
うち赤字補てん的なもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 / 給水原価 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)  
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現行水道料金は、「水道料金算定要領」(日本水道協会)に基づき算定している。収支見通しの策定に当たり現行料金を維持することを前提に、次のとおり見込んだ。給水人口は算面市人口推計報告を参考に予測した。給水量は(1)生活用水は平成22年度252 /人/日、平成23年度251 /人/日と予測、(2)業務用水量及び工場用水量はそれぞれ過去10年間の実績値を時系列式に適用して予測、(3)その他用水量は平成18年度実績値とする等による。以上の条件により高位、中位、低位の3ケースを予測し、今回は中位予測を採用した。以上により算出した使用水量を基に有収水量を算出し、料金収入を見込んだ。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>一般会計繰入金 (1)収益的収支分基準外繰入金 「福祉減免措置補助金」について、過去のデータに基づく増加率で算出 (2)資本的収支分基準外繰入金 「簡易水道施設整備負担金」について、事業費(国庫補助金、工事負担金等の特定財源を除く)の1/2で算出</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>(1)国際文化公園都市受水場建設(平成19~21年度継続事業)平成21年度計画事業費650,129千円(財源内訳 工事負担金584,427千円、企業債60,600千円、自己資金1,348千円) (2)国際文化公園都市低区配水池建設(平成19年度~21年度継続事業)平成21年度計画事業費1,191,887千円(財源内訳 工事負担金1,077,642千円、企業債111,700千円、自己資金2,545千円) (3)北部簡易水道事業(水と緑の健康都市関連 平成19~22年度)総事業費406,143千円(財源内訳 一般会計繰入金 1/2負担) 平成22年度計画事業費278,609千円(財源内訳 一般会計繰入金1/2負担)</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員給与費を削減するため、再任用職員を活用する。平成20年度~23年度の間に常勤職員4名を再任用職員4名とする。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
地方公務員の職員数の純減の状況	<p>職員数は、平成13年度と平成18年度を比較すると9名減少、さらに平成19年度以降平成23年度までに4名減を見込んでいる。このうち集中改革プランであげている常勤職員数(管理者を除く。)でみると、平成18年度の職員数は57名であるが、平成19年度に3名、平成20年度に1名、平成21年度に1名、平成22年度に1名、平成23年度に1名を削減し、平成23年度には50名とすることを目標としている。なお、集中改革プランの目標はすでに達成されている。</p> <p>*平成17年～平成22年の常勤職員(管理者を除く。)純減率 16.4%</p> <p>また、民間委託導入による実績として、(1)浄水場施設等監視制御業務の1/2委託により職員数3名減(平成18年度)、(2)メーター検針点検業務及び開・閉栓業務の全部委託により職員数3名減(平成19年度)がある。</p>
給与のあり方	<p>その他(退職や異動等)による改善額は、次のとおり算出した。</p> <p>H14～H18 平成13年度実績との差額から下記の「給与水準の見直しによる減分」「特殊勤務手当見直しによる減分」を除いた額を改善額としている。また、平成18年度については、浄水場施設等監視制御業務の委託化により職員数が3名減少しているため、当該委託料(32,182千円)を除いている。</p> <p>H19～H23 上記と同様に、平成18年度実績との差額から改善額を算出した。また、検針点検業務等の委託化により職員数が3名減少しているため、各年度の改善額から当該委託料(16,120千円)を除いている。</p>
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>(1)平成19年4月より国家公務員に準じ、給与構造改革を実施済(給料表平均引下げ 6.9%)。主事級は国公3級を適用。在職者については、国並経過措置あり。給与一律3%カット</p> <p>【これまでの主な給与水準見直しの取組み】</p> <p>H14 給料改定率 1.98%(H15.1～)、期末勤勉手当 年間4.7ヶ月 4.4ヶ月(0.3月)</p> <p>H15 給料改定率 1.1%(H15.12～)、期末勤勉手当 年間4.35ヶ月 4.2ヶ月(0.15月)</p> <p>H18 給料一律3%カット(H18.4～)</p> <p>給与水準の見直しによる改善額として、給料、地域手当及び期末勤勉手当について改正前と改正後の金額の差額をあげている。</p> <p>(2)地域手当は、国指定基準は3級地(12%)により、条例本則は12%としている。財政事情や旧調整手当10%等を踏まえ、当分の間は附則で10%を適用している。</p> <p>(3)特殊勤務手当は、平成16年度に全面見直しをしており、企業手当等の手当を廃止した。</p> <p>【見直し内容】</p> <p>廃止分 ・水道事業手当(150円/日) ・検針手当(450円/日) ・水道施設建設監理業務等手当(150円/日)</p> <p>改正分 ・作業手当(600円/日 480円/日)</p> <p>・宿日直業務手当(7,600円/勤務、10,600円/勤務(年末年始) 一律 6,000円/勤務)</p> <p>H16年度の改善額として、廃止分についてはH15年度の決算実績分をあげた。改正分についてはH16年度実績件数に単価差額を乗じて算出した。</p>
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	平成20年3月に基本的な考え方を公表する。
退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時特別昇給は平成17年4月から全廃した。</p> <p>退職手当の構造見直しについては、平成20年4月からの実施を目指し、平成20年3月議会にて条例改正等の所要の手続きを予定している。</p>
福利厚生事業のあり方	<p>職員健康保険組合については、これまでも継続的に保険料率の適正化が実施され、平成20年度以降においても、引き続き検討を行っていくこととなっている。事業主である市としても、負担割合が早期に1:1となるよう取り組む。</p> <p>(負担割合 平成18年度 1:1.46 平成19年度 1:1.29)</p>

<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等</p>	
<p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p>	<p>給水原価に占める費用の主なものは受水費（78.76円）、職員給与費（35.95円）、減価償却費（30.13円）、支払利息（15.96円）及び動力費（5.41円）である（平成18年度決算）。職員給与費は平成14年度と比較すると7.67円（18％）減少、動力費は契約条件の見直し等により0.59円（10％）減少、しかしながら減価償却費は5.63円（23％）増加、支払利息は高金利で借り入れた企業債の償還により減少していたが、平成18年度は前年度よりも0.85円（7％）増加している。今後の経費削減の取り組みとして、課題 については、高金利既往債の繰上償還及び借換えとともに、将来（15年～20年程度）の更新経費を算出し、財源について検討する。（平成19年度）課題 及び課題 については、平成22年度に2箇所の施設を廃止し新施設に統合、平成23年度には簡易水道の統合により3施設を廃止するなど、経費削減に取り組んでいく予定である。</p>
<p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</p>	<p>民間委託については、箕面市アウトソーシング計画（以下「計画」という。）等に基づき推進してきた。民間委託導入による実績として、(1)浄水場施設等監視制御業務の1/2委託により職員数3名減(平成18年度)、(2)メーター検針点検業務及び開・閉栓業務の全部委託により職員数3名減（平成19年度）がある。今後の民間委託の推進に当たっては、(1)技術力の継承、(2)委託先の技術力の評価方法、(3)将来とも安定的な事業運営が可能かなどを十分検討して進めるものとし、課題 の具体策としてメーターの検針から料金徴収までの包括的な委託について検討する。</p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>現行料金は「水道料金算定要領」（日本水道協会）に基づき算定したものである。また、算定に当たり資本費用を加えるなど、適正な料金水準に努めている。現行料金は府内各事業体と比較しても高い水準にあると考えている。なお、上・下止々呂美簡易水道事業については、北部簡易水道事業との統合（平成23年3月末予定）に伴い平成23年4月に水道事業及び北部簡易水道事業の料金表を適用する予定である。改善額については、上・下止々呂美簡易水道料金を前記の料金表に置き換えて算出した。料金改定率は53%である。（算出式：改善額 / 改正前の実績額 × 100）</p> <p>なお、売却可能資産（土地）の処分については、候補地を挙げて調査しているが、全ての土地に地下構造物があるため、処分方法についてさらに検討する必要がある。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>経営健全化計画期間の各年度において、経営健全化計画と決算における達成状況との比較検証を行い、市HP等で公表する。</p> <p>市行政評価の中で、水道事業の事前（施策）評価として施策目標及び成果指標を設定し、施策の実施については、各事業毎の事前及び事後評価を行い、検証している。経営健全化計画についても各年度の実施状況について今後検証していく。</p>
<p>5 その他</p>	<p>今後増加する施設の大量更新については、コストの最小化と更新経費の平準化を図りながら、効率的に実施しなければ水道事業の破綻にも繋がりがねない。平成19年度に将来を見通した経営ビジョンを策定し、今後10年間で優先的・重点的に実現すべき目標を設定する。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	職員数は、平成13年度と平成18年度を比較すると9名減少、さらに平成19年度以降平成23年度までに4名減を見込んでいる。職員給与費（退職給与金を除く。）は平成13年度と平成18年度で、139,919千円の削減、平成19年度以降平成23年度までにさらに47,055千円の削減を見込んでいる。削減の内訳は、給与水準の見直しによる減額、特殊勤務手当見直しによる減額、退職及び異動による減額等である。ただし、民間委託導入により平成18年度は「浄水場施設等監視制御業務の1/2委託」の委託料(32,182千円)が、平成19年度は「メーター検針点検業務及び開・閉栓業務の全部委託」の委託料(16,120千円)が増額となっている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	上・下止々呂美簡易水道事業については北部簡易水道事業との統合（平成23年3月末予定）に伴い、水道料金は平成23年4月に水道事業及び北部簡易水道事業の料金表を適用する予定である。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
2	料金改定率(上・下止々呂美簡易水道事業)												53
	改善額(料金の適正化) 1												4,000
<b>【経費の削減】</b>													
職員給与費の削減													
1	職員給与費(退職手当以外)	669,010	653,269	636,842	604,762	553,789		542,477	540,391	522,493	512,596	506,734	
	改善額	24,698	40,439	56,866	88,946	107,737	318,686			15,176	25,073	30,935	71,184
	給与水準												
	改善額	11,905	21,753	21,753	21,753	36,001	113,165						
	特殊勤務手当見直し												
	改善額			3,513	3,513	3,513	10,539						
その他(退職、異動他)													
改善額	12,793	18,686	31,600	63,680	68,223	194,982			15,176	25,073	30,935	71,184	
職員給与費(退職給与金)	50,000	50,000	50,000	40,000	40,000	40,000		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
1	職員数 (人)	69	67	65	64	61		57	57	57	57	57	57
	常勤職員数 (人)	68	65	65	61	57		54	53	52	51	50	50
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	増減												
	企業債現在高	5,153,668	4,910,090	4,648,106	6,329,490	6,115,491		5,633,547	5,515,629	5,420,272	5,128,896	4,840,942	
	増減	206,917	243,578	261,984	1,681,384	213,999		481,944	117,918	95,357	291,376	287,954	
	計画前5年間改善額 合計						318,686						75,184
	改善額 合計												
	(参考) 補償金免除額												

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	124	125	126	127	127	128	130	132	133	134
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	14,162	13,978	14,098	14,116	14,105	14,138	14,275	14,321	14,339	14,416
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	60,258	60,258	60,258	60,258	60,408	60,574	60,908	61,244	61,508	61,508
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	47,766	44,807	46,822	45,517	45,861	50,720	47,926	47,972	47,929	48,002
最大稼働率 (%)	79.3	74.4	77.7	75.5	75.9	83.7	78.7	78.3	77.9	78.0
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	184	184	184	183	182	182	182	182	182	182
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	195	196	196	188	189	203	197	198	197	192

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

北部簡易水道事業、上止々呂美簡易水道事業及び下止々呂美簡易水道事業と3つある簡易水道事業のうち、上止々呂美簡易水道事業及び下止々呂美簡易水道事業を廃止し、北部簡易水道事業に統合する。統合の時期は北部簡易水道事業から給水を予定している平成23年3月末(予定)である。